

# 生産緑地地区制度について

**令和4年11月2日(水)  
第87回行田市都市計画審議会**

# 1. 生産緑地地区制度について

- ・市街化区域内にある農地の緑地機能に着目
- ・保存することによって災害防止に役立てるとともに、良好な都市環境を形成する。
- ・将来的には公共施設の用地としても検討

## 2. 生産緑地地区指定を受けると

### ● 行為制限

- ・ 営農が義務付け
- ・ 建物の建築や、土地の造成が制限

### ● 軽減措置

- ・ 固定資産税の軽減
- ・ 相続税の納税猶予

※ 一定の条件を満たすと、市に対して  
買取り申出をすることが可能となる。

### 3. 買取り申出ができる条件

#### ケース 1

指定から30年を経過した場合

#### ケース 2

農業従事者が死亡した場合

#### ケース 3

農業従事者が重い障がいを負い営農が不可能となった場合

## 4. 買取り申出のあった緑地について

10条 買取り申出



11条 市による買取り可否  
の検討



12条 買取り可否通知  
(1カ月)



13条 農業希望者への斡旋



14条 建築等の行為  
制限解除(3ヶ月)



19条 市町村都市計画  
審議会での審議



20条 都市計画変更の  
告示